

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和7年6月 17 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400295号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500015号

第1 結論

請求者のA社における平成31年4月1日から令和4年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成31年4月から令和元年8月までは18万円から19万円、令和元年9月から令和4年8月までは18万円から20万円とする。

平成31年4月から令和4年8月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成8年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成31年4月1日から令和4年10月1日まで

会社から、年金の等級を本来の等級より低い等級で届出していたことに気づいていたが、離職及び業績への影響から放置していたという通知があった。ねんきんネットで確認したところ、入社当時から報酬月額が給料明細書と相違しているので、請求期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間について、A社及び請求者から提出された給料明細書、請求者から提出された預金通帳(以下「給料明細書等」という。)によると、資格取得時の報酬月額に基づく標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額(以下「本来の標準報酬月額」という。)(平成31年4月から令和元年8月までは19万円、令和元年9月から令和4年8月までは20万円、令和4年9月は22万円)は、オンライン記録の標準報酬月額(18万円)を超えていることが確認できる。一方、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(18万円)は、オンライン記録の標準報酬月額(18万円)と同額であることが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以

下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、上述の給料明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正を認めることはできない。

- 2 請求期間のうち、平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 1 日までの期間について、給料明細書等によると、当該期間に係る本来の標準報酬月額（平成 31 年 4 月から令和元年 8 月までは 19 万円、令和元年 9 月から令和 4 年 8 月までは 20 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（18 万円）を超えていることが確認できることから、当該期間の標準報酬月額については、平成 31 年 4 月から令和元年 8 月までは 19 万円、令和元年 9 月から令和 4 年 8 月までは 20 万円に訂正することが必要である。

ただし、訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。